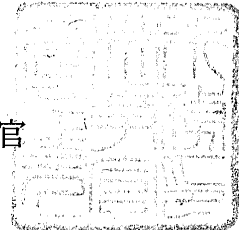




27経営第3143号
平成28年3月30日

全国土地改良事業団体連合会
会長 二階 俊博 殿

農林水産事務次官



農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正について

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により、農地法（昭和27年法律第229号）、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の一部改正が行われ、平成28年4月1日から施行することとされたところである。

これらの改正に伴い、農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官通知）が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成28年4月1日から施行されることとなったので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用に御配慮をお願いする。

なお、貴傘下団体に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準（平成12年9月1日付け12構改B第846号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
<p>農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第34条に掲げる都道府県の第1号法定受託事務のうち、農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する事務（法第5条第1項）、市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に同意する事務（法第6条第5項）、法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を承認する事務（法第8条第1項）及び農地中間管理機構から報告を徴収する事務（法第11条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第30条第1項）について、都道府県がこれらの事務を処理するに当たっては、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）、機構法、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）に定めるところによるほか、この処理基準によるものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 基本構想に対する都道府県知事の同意（法第6条関係）</p> <p>都道府県知事は、市町村が策定した基本構想について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画その他法令の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれていることを確認した場合において、法第6条第5項に基</p>	<p>農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準</p> <p>第1 趣 旨</p> <p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第34条に掲げる都道府県の第1号法定受託事務のうち、農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する事務（法第5条第1項）、市町村が策定した農業経営基盤強化促進基本構想（以下「基本構想」という。）に同意する事務（法第6条第6項）、法第7条各号に掲げる事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を承認する事務（法第8条第1項）及び農地中間管理機構から報告を徴収する事務（法第11条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第30条第1項）について、都道府県がこれらの事務を処理するに当たっては、法、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）、機構法、農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成26年政令第46号）、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）に定めるところによるほか、この処理基準によるものとする。</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 基本構想に対する都道府県知事の同意（法第6条関係）</p> <p>都道府県知事は、市町村が策定した基本構想について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画その他法令の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれていること及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条</p>	

づく同意をするものとする。

第4・第5 [略]

第4項の基本構想に即するものであることを確認した場合において、法第6条第6項に基づく同意をするものとする。

第4・第5 [略]

改 正 案	現 行
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">特例事業実施要領</p> <p>(1) 農地売買等事業 農地売買等事業は、農用地等を買入れられて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業である。 ア 農用地等の売渡し (7) 農用地等の売渡しの相手方に関しては、次に掲げる事項を基準とする。 ① 売渡しの相手方については、認定農業者を優先するものとし、次の要件を満たす個人又は農地所有適格法人に対して売り渡すものとする。 a その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合）は、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合は、飼養規模。以下同じ。）が、農地中間管理機構が当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会の意見を聴いて定めた面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場合は、飼養規模。以下「基準面積」という。）を超えるものであること。 ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合は、少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">特例事業実施要領</p> <p>(1) 農地売買等事業 農地売買等事業は、農用地等を買入れられて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業である。 ア 農用地等の売渡し (7) 農用地等の売渡しの相手方に関しては、次に掲げる事項を基準とする。 ① 売渡しの相手方については、認定農業者を優先するものとし、次の要件を満たす個人又は農地所有適格法人に対して売り渡すものとする。 a その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合）は、その経営面積をその常時従事者たる構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合は、飼養規模。以下同じ。）が、農地中間管理機構が当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会の意見を聴いて定めた面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場合は、飼養規模。以下「基準面積」という。）を超えるものであること。 ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合は、少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合</p>

については、基本構想を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。なお、基準面積については、必要な場合には、当該地域を二以上の区域に区分して定めて差し支えない。

②・③ [略]

④ ①から③までの要件を満たす農業者のほか、次のaに掲げる適格団体に対し特例事業の実施による農用地等の売渡しを行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a) [略]

(b) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。以下「農業協同組合等」という。）

(c) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(d) [略]

b [略]

イ

ウ 農用地等の貸付け

(7) アに規定する基準は、貸付けについても準用する。この場合において、アの(7)の①(aを除く。)中「農地所有適格法人」とあるのは、「農地所有適格法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農地所有適格法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

(1) 農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、読み替えて準用されるアの規定によるほか、当該アの(7)の①の要件を満たす農業者の中に、当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であることとする。

については、基本構想を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。なお、基準面積については、必要な場合には、当該地域を二以上の区域に区分して定めて差し支えない。

②・③ [略]

④ ①から③までの要件を満たす農業者のほか、次のaに掲げる適格団体に対し特例事業の実施による農用地等の売渡しを行うことができる場合は、bに掲げる場合とする。

a 適格団体

(a) [略]

(b) 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項第2号の事業を行うものを除く。以下「農業協同組合等」という。）

(c) 農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(d) [略]

b [略]

イ

ウ 農用地等の貸付け

(7) アに規定する基準は、貸付けについても準用する。この場合において、アの(7)の①(aを除く。)中「農業生産法人」とあるのは、「農業生産法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農業生産法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

(1) 農業協同組合法第11条の31第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、読み替えて準用されるアの規定によるほか、当該アの(7)の①の要件を満たす農業者の中に、当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であることを確認するものとする。

エ～カ [略]

(2) [略]

(3) 農地所有適格法人出資育成事業

本事業は、農地所有適格法人の自己資本の充実や経営規模の拡大を図るとともに、経営規模の拡大に伴い必要となつた農業機械等の資本装備の充実を図るため、農地所有適格法人に対して農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、その現物出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業である。

ア [略]

イ 出資契約

農地中間管理機構は、本事業による出資を受けようとする農地所有適格法人から出資の申込があつた場合は、次の全てを満たす農地所有適格法人であつて、これを適当と認めたときは、当該農地所有適格法人と出資契約を締結するものとする。

(7) 当該農地所有適格法人が、農業経営改善計画について法第12条第1項に規定する市町村の認定を受けているか又は受けられることが確実であること。

(1) 当該農地所有適格法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を具備すること。

(ウ) 農地中間管理機構からの出資について、当該農地所有適格法人の定款に記載されること、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあっては当該調査等を受けることその他農業協同組合又は会社法（平成17年法律第86号）に定める手続がとられ、又はとられることが確実と認められること。

ウ 持分又は株式の取得及び譲渡

(7) 農地中間管理機構は、法令及び出資を受ける農地所有適格法人の定款に定めるところに従い、その出資に伴い付与される持分又は株式

エ～カ [略]

(2) [略]

(4) 農業生産法人出資育成事業

本事業は、農業生産法人の自己資本の充実や経営規模の拡大を図るとともに、経営規模の拡大に伴い必要となつた農業機械等の資本装備の充実を図るため、農業生産法人に対して農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、その現物出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農業生産法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業である。

ア [略]

イ 出資契約

農地中間管理機構は、本事業による出資を受けようとする農業生産法人から出資の申込があつた場合は、次の全てを満たす農業生産法人であつて、これを適当と認めたときは、当該農業生産法人と出資契約を締結するものとする。

(7) 当該農業生産法人が、農業経営改善計画について法第12条第1項に規定する市町村の認定を受けているか又は受けられることが確実であること。

(1) 当該農業生産法人が農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件を具備すること。

(ウ) 農地中間管理機構からの出資について、当該農業生産法人の定款に記載されること、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあっては当該調査等を受けることその他農業協同組合又は会社法（平成17年法律第86号）に定める手続がとられ、又はとられることが確実と認められること。

ウ 持分又は株式の取得及び譲渡

(7) 農地中間管理機構は、法令及び出資を受ける農業生産法人の定款に定めるところに従い、その出資に伴い付与される持分又は株式

式を取得するものとする。

(イ) 農地中間管理機構は、取得した持分又は株式を、当該農地所有適格法人の他の構成員（農地法第2条第3項第2号イからハまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対して分割して譲渡し、出資により取得した持分又は株式に相当する額を回収するものとする。

(ウ) 農地中間管理機構は、(イ)の持分譲渡又は株式譲渡を行うため、イの出資契約の締結に際して、当該構成員と持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結するものとする。

エ 当該農地所有適格法人の運営に当たっては、農地中間管理機構は、当該農地所有適格法人の自主性を尊重するものとする。ただし、以下に掲げる場合には持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

(イ) 粉飾決算等利益を不当に減殺し、配当を行わない等正当な利益を損なうような行為を行った場合

(ロ) 不当な理由で当該農地所有適格法人を解散させる場合

(ハ) その他本事業の目的を損なう場合

オ 配当金の積立て

農地中間管理機構が当該農地所有適格法人から受け取る配当金は、本事業の実施により農地中間管理機構が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合に備える引当金に充てるものとする。

(4) 研修等事業

本事業は、農地中間管理機構が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業である。

ア 研修事業

農地中間管理機構は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修事業を行う場合には、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等通常の管理耕作の範囲を超えて、農業経営を行うことができるものとする。

取得するものとする。

(イ) 農地中間管理機構は、取得した持分又は株式を、当該農業生産法人の他の構成員（農地法第2条第3項第2号イから三までに掲げる者に限る。以下同じ。）に対して分割して譲渡し、出資により取得した持分又は株式に相当する額を回収するものとする。

(ウ) 農地中間管理機構は、(イ)の持分譲渡又は株式譲渡を行うため、イの出資契約の締結に際して、当該構成員と持分譲渡契約又は株式譲渡契約を締結するものとする。

エ 当該農業生産法人の運営に当たっては、農地中間管理機構は、当該農業生産法人の自主性を尊重するものとする。ただし、以下に掲げる場合には持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

(イ) 粉飾決算等利益を不当に減殺し、配当を行わない等正当な利益を損なうような行為を行った場合

(ロ) 不当な理由で当該農業生産法人を解散させる場合

(ハ) その他本事業の目的を損なう場合

オ 配当金の積立て

農地中間管理機構が当該農業生産法人から受け取る配当金は、本事業の実施により農地中間管理機構が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合に備える引当金に充てるものとする。

(4) 研修等事業

本事業は、農地中間管理機構が農業経営を担うべき者を育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業である。

ア 研修事業

農地中間管理機構は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修事業を行う場合には、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等通常の管理耕作の範囲を超えて、農業経営を行うことができるものとする。

また、研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。

(7) 研修対象者

新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者とする。

(1) 他の関係機関との連携

本事業は、普及指導センター、県農業大学校、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会等の都道府県段階の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(ウ) [略]

イ [略]

(5) [略]

また、研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。

(7) 研修対象者

新規就農希望者（農業後継者を含む）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者とする。

(1) 他の関係機関との連携

本事業は、普及指導センター、県農業大学校、都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会等の都道府県段階の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(ウ) [略]

イ [略]

(5) [略]

改正案	現行
<p>別添2 特例事業規程例</p> <p>第1章 総則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 この法人は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき本県において作成される農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、次に掲げる事業（これらを総称して「特例事業」という。）を行うものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 農地所有適格法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>四 [略]</p> <p>2 この法人が特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 農地所有適格法人出資育成事業は、<u>農地所有適格法人</u>の経営体質を強化しつつ経営規模拡大を図るため実施するものとする。本事業に係る出資に当たっては、対象となる<u>農地所有適格法人</u>の健全な発展を図り、その経営の自主性を尊重するものとする。</p> <p>四 研修等事業は、普及指導センター、県農業大学校、<u>県農業委員会</u>ネットワーク機構、<u>農業協同組合連合会</u>等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者に対する研修その他の事業を行うものとする。</p> <p>(注) 本項は、基本方針又は基本構想における記述に即したものとす。</p> <p>3 [略]</p>	<p>別添2 特例事業規程例</p> <p>第1章 総則 (事業実施の基本方針)</p> <p>第1条 この法人は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第5条に基づき本県において作成される農業経営基盤強化促進基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、次に掲げる事業（これらを総称して「特例事業」という。）を行うものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に規定する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>四 [略]</p> <p>2 この法人が特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 農業生産法人出資育成事業は、<u>農業生産法人</u>の経営体質を強化しつつ経営規模拡大を図るため実施するものとする。本事業に係る出資に当たっては、対象となる<u>農業生産法人</u>の健全な発展を図り、その経営の自主性を尊重するものとする。</p> <p>四 研修等事業は、普及指導センター、<u>県農業大学校</u>、<u>県農業会議</u>、<u>農業協同組合中央会</u>等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者（農業後継者を含む。）及び新たな分野の農業を始めようとする農業者に対する研修その他の事業を行うものとする。</p> <p>(注) 本項は、基本方針又は基本構想における記述に即したものとす。</p> <p>3 [略]</p>

第2条・第3条 [略]

(事業実施に当たったての調整等)

第4条 この法人が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町村、農業委員会、新規就農相談センター、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合連合会、農業協同組合、土地改良区、普及指導センター、県農業大学校、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。

また、農地中間管理機構の行う他の事業との連携・調整を図るものとする。

2・3 [略]

第5条～第16条 [略]

(農用地等の売渡し等の相手方)

第17条 この法人が、農地売買等事業の実施により農用地等を売渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、認定農業者を優先するものとし、次の各号の全ての要件を満たしている個人又は農地所有適格法人であることとする。ただし、貸付けを行う場合には、本条中「農地所有適格法人」とあるのは、「農地所有適格法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農地所有適格法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

一 その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、農地中間管理機構が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会
の意見を聴いて定める面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される

第2条・第3条 [略]

(事業実施に当たったての調整等)

第4条 この法人が特例事業を行うに当たっては、国、県、市町村、農業委員会、新規就農相談センター、県農業会議、農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良区、普及指導センター、県農業大学校、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫等の関係機関、団体と十分連絡・調整を図るものとする。

また、農地中間管理機構の行う他の事業との連携・調整を図るものとする。

2・3 [略]

第5条～第16条 [略]

(農用地等の売渡し等の相手方)

第17条 この法人が、農地売買等事業の実施により農用地等を売渡し、交換し、又は貸し付けることができる者は、認定農業者を優先するものとし、次の各号の全ての要件を満たしている個人又は農業生産法人であることとする。ただし、貸付けを行う場合には、本条（第1項第1号を除く。）中「農業生産法人」とあるのは、「農業生産法人及び農地法第3条第3項各号に掲げる要件を全て満たす法人（農業生産法人以外の法人に限る。）」と読み替えるものとする。

一 その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農業生産法人の営む経営に供される場合にあつては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあつては、飼養規模。以下同じ。）が、農地中間管理機構が、当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会の意見を聴いて定める面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場

場合にあつては、飼養規模。以下「基準面積」という。) を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合若しくは少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合については、基本構想を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。

(注) 基準面積については、必要に応じて、当該地域を2以上の区域に区分して差し支えない。

二・三 〔略〕

四 農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

2・3 〔略〕

4 前3項の規定にかかわらず、別に定める場合には、適格団体(別添1の特例事業実施要領の(1)のアの(7)の④のaに定める団体をいう。)に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

(注) 別に定める場合は、次のとおりとする。

一 適格団体

この法人が、農業者のほか農地売買等事業により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者(以下「適格団体」という。)は次に掲げる者とする。

ア 〔略〕

イ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。)

ウ 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」とい

合にあつては飼養規模。以下「基準面積」という。) を超えるものであること。

ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者(農業後継者を含む。)又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であつて、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合若しくは少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合については、基本構想を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。

(注) 基準面積については、必要に応じて、当該地域を2以上の区域に区分して差し支えない。

二・三 〔略〕

四 農業協同組合法第11条の31第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。

2・3 〔略〕

4 前3項の規定にかかわらず、別に定める場合には、適格団体(別添1の特例事業実施要領の(1)のアの(7)の④のaに定める団体をいう。)に農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる。

(注) 別に定める場合は、次のとおりとする。

一 適格団体

この法人が、農業者のほか農地売買等事業により農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付けることができる者(以下「適格団体」という。)は次に掲げる者とする。

ア 〔略〕

イ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項第2号の事業を行うものを除く。)

ウ 農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第3号に規定する一般社団法人又は一般財団法人(以下「一般社団法人等」とい

う。)

工 [略]

二 [略]

5 [略]

第18条～第40条 [略]

第4章 農地所有適格法人出資育成事業

(事業内容)

第41条 この法人は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人のうち、農事組合法人（農業協同組合法法第72条の10第1項第1号の事業のみを除く。）又は株式会社（公開会社（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）に対し農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡するものとする。

(現物出資の対象となる農地所有適格法人)

第42条 この法人は、本事業による出資を受けようとする農地所有適格法人から別に定める様式による出資の申出があった場合には、次の各号について確認の上、これを相当と認めるときは、これに応諾をすることができる。

- 一 当該農地所有適格法人が、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画について市町村長の認定を受けているか、又は受けられることが確実であること。
- 二 当該農地所有適格法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を具備すること。
- 三 この法人からの出資について、当該農地所有適格法人の定款に記載さ

う。)

工 [略]

二 [略]

5 [略]

第18条～第40条 [略]

第4章 農業生産法人出資育成事業

(事業内容)

第41条 この法人は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人（農地法第2条第3項の農業生産法人のうち、農事組合法人（農業協同組合法第2章の2に規定する農事組合法人をいい、同法第72条の8第1項第1号の事業のみを行うものを除く。）又は株式会社（公開会社（平成17年法律第86号）第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡するものとする。

(現物出資の対象となる農業生産法人)

第42条 この法人は、本事業による出資を受けようとする農業生産法人から別に定める様式による出資の申出があった場合には、次の各号について確認の上、これを相当と認めるときは、これに応諾をすることができる。

- 一 当該農業生産法人が、法第12条第1項に規定する農業経営改善計画について市町村長の認定を受けているか、又は受けられることが確実であること。
- 二 当該農業生産法人が農地法に規定する農業生産法人の要件を具備すること。
- 三 この法人からの出資について、当該農業生産法人の定款に記載される

れること、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあっては当該調査等を受けることその他農業協同組合法又は会社法に定める手続きがとられているか、又はとられることが確実と認められること。

- 2 農用地の現物出資を行う場合であって利用権設定等促進事業を活用しない場合にあっては、農地法第3条第1項の許可を得たうえで当該農用地を当該農地所有適格法人に出資するものとする。

(持分又は株式の取得)

第43条 この法人は、出資の対象となった農地所有適格法人（以下単に「農地所有適格法人」という。）の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得する。

- 2 前項の持分又は株式には、農地所有適格法人に対する剰余金配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権又は株式払戻請求権、農地所有適格法人の解散に伴う清算後の分配財産請求権等の一切が含まれているものでなければならぬものとする。

- 3 第1項により農地所有適格法人の持分又は株式を取得するに当たっては、この法人の議決権が当該農地所有適格法人の総社員又は総株主の議決権の2分の1を超えないようにするものとする。

(持分又は株式の譲渡)

第44条 この法人は、出資に伴い付与される持分又は株式の全てを、農地所有適格法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからホまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は、当該農地所有適格法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めたところにより譲渡を行うものとする。

2～4 〔略〕

(持分又は株式の内容をなす権利等の行使)

第45条 農地所有適格法人の運営に当たっては、この法人は、当該農地所有

こと、現物出資に伴い検査役の調査等を受けることが必要な場合にあっては当該調査等を受けることその他農業協同組合法又は会社法に定める手続きがとられているか、又はとられることが確実と認められること。

- 2 農用地の現物出資を行う場合であって利用権設定等促進事業を活用しない場合にあっては、農地法第3条第1項の許可を得たうえで当該農用地を当該農業生産法人に出資するものとする。

(持分又は株式の取得)

第43条 この法人は、出資の対象となった農業生産法人（以下単に「農業生産法人」という。）の定款に定めるところに従い、持分又は株式を取得する。

- 2 前項の持分又は株式には、農業生産法人に対する剰余金配当請求権、脱退に伴う持分払戻請求権又は株式払戻請求権、農業生産法人の解散に伴う清算後の分配財産請求権等の一切が含まれているものでなければならぬものとする。

- 3 第1項により農業生産法人の持分又は株式を取得するに当たっては、この法人の議決権が当該農業生産法人の総社員又は総株主の議決権の2分の1を超えないようにするものとする。

(持分又は株式の譲渡)

第44条 この法人は、出資に伴い付与される持分又は株式の全てを、農業生産法人の構成員（農地法第2条第3項第2号イからホまでに掲げる者に限る。以下同じ。）に対しその全部を分割して譲渡するものとする。分割の方法は、当該農業生産法人の譲渡対象者間での合意に基づき任意に定めたところにより譲渡を行うものとする。

2～4 〔略〕

(持分又は株式の内容をなす権利等の行使)

第45条 農業生産法人の運営に当たっては、この法人は、当該農業生産法人

適格法人の自主性を尊重するものとする。ただし、次に掲げる場合には経営参与・監督是正的権利の行使等持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

- 一 〔略〕
- 二 不当な理由で当該農地所有適格法人を解散させる場合
- 三 〔略〕

(履行担保)

第46条 この法人は、持分譲渡契約又は株式譲渡契約をする際に、併せて第44条第2項の規定に基づき締結する持分譲渡契約又は株式譲渡契約により持分又は株式を取得することとされている構成員が持分又は株式の引取りを拒否し、かつ、対価を支払わない場合には、持分譲渡契約又は株式譲渡契約を解約した上で農地所有適格法人の他の構成員が当該持分又は株式を取得すべき旨を定めるものとし、この契約に加えることとする。

(積立金)

第47条 この法人が農地所有適格法人から受け取る配当金は、本事業の実施によりこの法人が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合に備える引当金に充てるものとする。

第48条 〔略〕

(事業の実施方法)

第49条 この法人は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

- 2 〔略〕
- 3 本事業は、普及指導センター、県農業大学校、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

の自主性を尊重するものとする。ただし、次に掲げる場合には経営参与・監督是正的権利の行使等持分又は株式の内容をなす権利又は共益権の行使を行い、経営の健全性の確保を図るものとする。

- 一 〔略〕
- 二 不当な理由で当該農業生産法人を解散させる場合
- 三 〔略〕

(履行担保)

第46条 この法人は、持分譲渡契約又は株式譲渡契約をする際に、併せて第44条第2項の規定に基づき締結する持分譲渡契約又は株式譲渡契約により持分又は株式を取得することとされている構成員が持分又は株式の引取りを拒否し、かつ、対価を支払わない場合には、持分譲渡契約又は株式譲渡契約を解約した上で農業生産法人の他の構成員が当該持分又は株式を取得すべき旨を定めるものとし、この契約に加えることとする。

(積立金)

第47条 この法人が農業生産法人から受け取る配当金は、本事業の実施によりこの法人が取得した持分又は株式を譲渡することができない場合に備える引当金に充てるものとする。

第48条 〔略〕

(事業の実施方法)

第49条 この法人は、研修期間中は当該新規就農希望者等の生活の安定に配慮するものとする。

- 2 〔略〕
- 3 本事業は、普及指導センター、県農業大学校、県農業会議、農業協同組合等の関係機関、団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

4 [略]

4 [略]

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

